

令和6年度第1回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和6年8月19日（月） 14時00分から16時00分まで

2 場 所 ときわ会館3階第3会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名	役 職
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜	
埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子	
目白大学講師	天然記念物	小茂田 美保	
日本考古学会协会会员	考古・史跡	笹森 紀己子	
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄	会長
女子美術大学染織文化資源研究所研究員	保存修復	長井 まみ	
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明	
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純	
元埼玉県立文書館司書主幹	古文書	原 由美子	副会長
國學院大學教授	無形・民俗	茂木 栄	
日本大学教授	考古・史跡	山本 孝文	
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子	

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	佐野 公子
文化財保護課	課長	小林 昌彦
文化財保護課	課長補佐	澤柳 秀実
文化財保護課 文化財保護係	課長補佐兼係長	磨田 順寛
文化財保護課 埋蔵文化財係	係長	吉岡 卓真
文化財保護課 史跡整備係	係長	井上 拓巳
文化財保護課 文化財保護係	主査	村井 貴博
文化財保護課 文化財保護係	主任	渡辺 竜行

4 欠席者名

【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫
埼玉大学准教授	歴史資料	清水 亮
日本民俗学会評議員	無形・民俗	三田村 佳子

5 議 事

(1) 報告事項

第1号 令和6年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 報告事項

第1号 令和6年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画について

・第1号について、資料4ページから6ページにて報告（事前送付にて当日は説明省略）

・第2号について、資料「議事（1）報告事項 イ 第2号」にて報告

・各号について事務局に対し以下の意見等があった。

(波多野委員)

第1号に含まれていない部分について、建造物担当の審議会委員として協力し実施した建造物調査に関する調査結果、その後の進捗状況の共有がされてないように思われる所以、改善してほしい。

直近では今年5月に実施した民家園の建造物調査であり、茅葺屋根の葺き替え等修繕案に関し予算等の制約の中でどのように進めていくのが適切かを念頭に調査を行ったのだが、その後どのような考え方、内容で修繕に向かっているのかいなかないのか伝わってこず、文化財の修繕という課題の解決に向けて一緒に進んでいこうとする者同士として改善を求める。洞雲寺の山門に関する、解体されたことをもって指定解除とするのか、部材として指定のまとまるのかの議論、岩槻城の黒門の修繕等も含め、積み残しの課題の対応も求められる。

(事務局)

調査後の進捗状況については報告できるように体制を整えていきたい。

現状伝えられる範囲では、民家園に関しては修繕の方向性を予算要求含め検討を進めており、洞雲寺の山門に関しては移設を含め検討を進めており、岩槻城の黒門に関しては市の所有である中で修繕の優先順位の整理を進めているところである。

(波多野委員)

文化財行政は一般的に今日明日困るような行政分野として受けとめられにくい立ち位置にある中で、さいたま市で予算が確保できないという理由で修繕等必要な対応が実施、検討されない状況が常態化してしまっているように思われ、この由々しき状況の改善が急務であることを伝えたい。

(内藤会長)

さいたま市が文教都市を名乗る中で、文化財行政の予算が少ないようと思われる。県指定の紙本墨書大般若波羅蜜多經をとっても、県と市で補助するバランスがあるとしても、全600巻を10年20年かかるペースで修繕を進めるような状況はいかがなものか。政令指定都市の中ではさいたま市は文化財の数は上から数える順位で文化財に関する予算規模は下から数える順位とも聞くが、文化財に指定して終わりでなくそこから先を所有者と一緒に取り組んでいけるように、予算についてしっかりと考える必要がある。

また、文化財行政を考えるにあたって、悉皆調査を行うことが難しいのは理解できる中で、審議会委員が市内の文化財について担当分野に限っても知る機会がなかなかないのは改善が望まれる。合併前は市内の文化財を訪れる機会を行政側で作っていたが、何らかの方法で市内の担当分野の文化財を定期的に見ることができる機会を検討してもらえれば。

(内藤会長)

第2号について、事務局より説明を。

(事務局)

本計画については、令和5年度第3回の審議会でいたいた皆様の意見に基づき素案の修正を行い、今年の6月議会の文教委員会にて本計画を策定中である旨を説明、文化庁との協議や7月にかけてパブリックコメントを実施のうえ、修正を反映し今回の素案に至っている。今後は、文化庁への8月中の仮申請を経て、本申請に向かう想定。文化庁への申請の中で各種修正が想定される中で、今回は素案の報告という形としながら、各委員の意見をいただければと考えている。

令和5年度第3回審議会での意見を受けての具体的な修正点について以下説明する。

清水委員の意見を受け、「地域」と「行政区域」の使い分けを明確にした取り扱いに関し、本計画序章第1節に「本市域の範囲で」と文言を追加した。

重田委員の意見を受け、岩槻藩歴代藩主の表の取り扱いについて、素案55ページの表で記載を整理し、表を小さめの取り扱いとした。また、同委員の意見を受け、歴史文化遺産としての美術工芸品(古文書)の中での「永田家文書」のみ大きく取り扱っている部分に関し、同委員に確認のうえ、素案84ページにて緑区三室村の「関野家文書」と浦和区上木崎村の「市川家文書」を追加した。

笹森委員の意見を受け、「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」、「古代（古墳～平安時代）」という小見出しの並びの整合性の疑義に関し、素案46ページから50ページにおいて「原始」、「古代」、「中世」という並びの中で、「原始」の中に「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」という位置付けに修正した。

山本委員の意見を受け、本計画の計画期間を素案14ページにて令和12年までに修正した。

(波多野委員)

第2号の資料は事前配布ではなく当日資料となった中で、次々説明されてもポイントを押さえて理解し議論することは難しい。

(笹森委員)

素案85ページ「つまみ」の記載について、以前にメールで修正をお願いしたが修正されていない。

(事務局)

修正する。

(内藤会長)

修正期限が今月中であれば、素案について今日議論するのではなく、素案を持ち帰ってもらい、今月何日までに意見を募る形にしなければ收拾がつかないのではないか。

(事務局)

8月30日までに文化庁に素案を提出する必要がある中で、今日から10日間設け8月29日までに委員の皆様のご意見をいただければ。

(波多野委員)

素案のデータはいつもらえるのか。

(事務局)

散会後にメールする。

(内藤会長)

今配布されている紙資料を残りの委員分も配布してもらえばいい。

(事務局)

全委員に行き渡るよう紙で配布する。

(老川委員)

「歴史文化遺産」の定義が曖昧であり、文化財の定義もぼやけてしまうのではないか。「歴史文化遺産」は文化財と別カテゴリーということでよいのか。

また、盆栽がどこに含まれていくのかがわかりにくい。

(事務局)

「歴史文化遺産」については、当初、「未指定」文化財という整理もあったが、「未指定」の言葉で「指定」への期待を持たせ過ぎないように、また、「未指定」が前提とする「指定」文化財のいずれのカテゴリーにも含まれずに地域に眠っている「市の宝」を地域網がかりで大切にしていければ、という本計画の考えの中で「歴史文化遺産」という整理に至っている。
「歴史文化遺産」は指定・登録等文化財、未指定文化財、歴史文化遺産を含む概念である。

(内藤会長)

市の中で連携が難しい中で、市長部局の大宮盆栽美術館や岩槻人形博物館にどのようなものがあるのか、教育委員会の文化財保護課の審議会委員としては知ることができておら

ず、指定に至っていないものもあるかと思われる。その中で、盆栽や人形を「歴史文化遺産」として括ろうとするから、どこに位置付ければいいか問題になってくるのではないか。「歴史文化遺産」を「歴史・文化遺産」とすると、「歴史」の部分に不必要に紐付けられず、「文化遺産」で括って、盆栽や漫画、人形等を含められるのではないか。

(事務局)

盆栽に関しては、「歴史文化遺産」の概念図において「芸術」の中に位置付けている。

(大越委員)

岩槻人形博物館の所蔵する人形について、指定とされる場合は有形文化財が想定される中で、産業として人形を全体的に捉えていくのか、個体の人形として捉えていくのか、混同されているように思われる。

全体の議論として、指定文化財に含まれないものをすくい上げる試みには賛同する中で、「芸術」という分類の中に「美術」という分類を設けられれば、生活に近く裾野が広がり、分類について考えやすくなるのではないか。

(事務局)

「歴史文化遺産」の中で、「芸術」の分類の中に本市を代表する構成要素として「盆栽や漫画、人形、文学等」と表現している。

(内藤会長)

大宮盆栽美術館や岩槻人形博物館が歴史文化遺産の保存・活用の推進体制に入っている中で「美術」という概念を加えるのは一定の意義があるようと思われる。ただ、8月30日までに文化庁に素案を提出する必要があるならば、現時点で概念を追加するような議論は可能なのか。

(事務局)

文化庁と何回も協議のうえ今回の素案に至っている中で、概念を追加することが可能か検討する。

(内藤会長)

「美術」の件も含めて、審議会委員の意見について全て文化庁に協議して修正を反映して、というのは8月30日までに間に合わないので、大きな論点は文化庁に協議しつつ、必ずしも大きくなない論点は事務局として検討し決定するのが望ましいのではないか。

(事務局)

事務局で決定できることは早急に決定する。

(波多野委員)

文化庁との協議等のうえ修正の可否もあるかと思うが、パブリックコメントも含め意見が出されているものに対して、ちゃんと説明できる形で検討、修正反映を進めるべきと考える。

(渡辺委員)

本計画の策定協議会の流れについて共有すると、令和6年度第1回の書面会議での意見が5月2日まで募られ、それを受けた事務局からの回答が素案修正版として7月11日になされ、令和6年度第2回の会議が8月22日に開催となっている。

今月末の文化庁素案提出に向けて考慮しなければならないものとして、今回の審議会での意見が1つ目、策定協議会の意見が2つ目、パブリックコメントが3つ目、文化庁からの約300の指摘事項を4つ目とすると、それらを踏まえ検討、修正反映のうえ、8月30日までに文化庁提出となる。4つ目までを取りまとめ、それぞれの論点に対して異なる趣旨の意見が出された場合の調整も必要となる中で、最終的に修正反映する調整については、事務局に一任でよろしいのではないかと思われる。

なお、策定協議会当日に素案を見ても、提出した意見と照合できないので、8月22日の策定協議会の委員に対しても、素案データを今日共有してもらいたい。

(山本委員)

今回、素案の報告となっているが、本計画について策定協議会がある中で、この審議会の今回の意見の調整が難しいのではないかと感じる。

また、本計画の運用面としても、本計画に含んだものは取り組んでいく必要が生じる中で、現実的にどこまで本計画に含めるべきなのか、という検討も難しいのではないかと感じた。

(渡辺委員)

「美術」は未指定を含めた「文化財」に括られるものとして考え、芸術は「歴史文化遺産」の中に括られる、という位置付けの回答になるのではないかと思われる。

(内藤会長)

この時点で、という論点であるのは確かな中で、事務局としての姿勢、決定を強く望む。

(事務局)

今回、文化庁提出前の素案報告と考えていたが、修正反映できていなかった意見があった中で、明らかな間違いについていただいた意見の修正反映を行う。

(茂木委員)

素案 12 ページから 13 ページの①から⑤の定義は文化庁の定義か。

※補完追記

- ・当該ページは、「第 3 節 計画の対象」(1) 計画の対象となる用語の定義」
- ・①から⑤は、①指定・登録等文化財②文化財③歴史文化遺産④周辺環境⑤歴史文化

(事務局)

②の「文化財」の中の「未指定の文化財」という言葉は文化庁の定義であり、③「歴史文化遺産」、④「周辺環境」、⑤「歴史文化」については、文化庁と協議のうえの定義である。

(波多野委員)

誤植のような明らかな間違いについての修正意見のみ提出し、内容についての修正意見はこの段階に至る中で提出はしない、という認識でよいか。

(内藤会長)

そう思われる。

(渡辺委員)

本計画の策定協議会での素案修正意見についても、8月 29 日までの意見提出に向けて審議会各委員の参考にしてもらえるよう事務局に手配してもらえば。

(事務局)

素案紙資料と合わせて配布する。

(内藤会長)

他に意見がなければ、事務局は意見を参考に進めるように。

以上をもって、進行を事務局に戻す。

(渡辺委員)

本計画の巻末掲載想定の資料編を見せてもらえるか。見せてもらえるなら、審議会各委員の参考にしてもらえるよう事務局に手配してもらえば。

(事務局)

資料編については、文化庁への8月中の仮申請を経て、本申請までにまとめるよう伝えられているが、現時点のものとして審議会各委員にメールで送付する。

8月29日までに文化財保護課磨田または澤柳までメール、FAXまたは電話にて、事実誤認や誤字脱字について意見をいただいたうえで、素案の方向性に基づき本計画を進めていきたい。

これをもって審議を終了した。

以上